

指定通所介護事業

特別養護老人ホーム桜の華デイサービス

運営規程

社会福祉法人福桜会

指定通所介護事業所
特別養護老人ホーム桜の華デイサービス運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人福桜会が開設する指定通所介護事業所特別養護老人ホーム桜の華デイサービス（以下「桜の華」という。）の指定通所介護の事業は、要介護状態又は要支援状態にある利用者（以下「利用者」という。）が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 桜の華における指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

- 2 桜の華は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 3 指定通所介護の提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- 4 指定通所介護の提供に当たる従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 6 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 指定通所介護事業所 特別養護老人ホーム桜の華デイサービス
- 二 所在地 栃木県真岡市久下田712番8

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 桜の華に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者（施設長） 1名（兼務）
通所介護計画の作成及び説明を行うほか、従業者の管理、指定通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 2名
生活相談その他の指定通所介護の提供に当たる。
- 三 看護職員 1名以上
看護その他の指定通所介護の提供に当たる。
- 四 介護職員 4名以上
介護その他の指定通所介護の提供に当たる。
- 五 機能訓練指導員 1名
機能訓練指導その他の指定通所介護の提供に当たる。

(指定通所介護の利用定員)

第5条 桜の華の通所介護の利用定員は、25名とする。

(営業日及び営業時間)

第6条 指定通所介護を提供する日及び時間は次のとおりとする。ただし桜の華が必要に応じて特別に認めた場合は、この限りでない。

- 一 営業日 月曜日～土曜日（ただし、12月31日から1月3日を除く。）
- 二 営業時間 9時～17時

(指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 桜の華の行う通所介護の内容は次のとおりとする。

- 一 入浴、排泄、食事等の介助
- 二 機能訓練
- 三 健康管理
- 四 食事の提供
- 五 入浴の提供
- 六 送迎
- 七 その他必要な日常生活上の援助

2 指定通所介護の利用料の額は、厚生労働省が定める介護報酬の告示上の額によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときはその1割の額とする。

3 前項のほか、次に掲げる費用の支払を受ける。

- 一 送迎に要する費用

次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用として次の額の支払を受ける。

通常の送迎の実施地域外の送迎	(超えた地域から) 30円／1km
----------------	-------------------

- 二 食材料費

1日当たり	650円 (1食当たり 650円)
-------	-------------------

- 三 おむつ代
- | | |
|-----------------|--------|
| オムツ・リハビリパンツ 各1枚 | 100円 |
| パット | 1枚 50円 |

四 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

4 前項の費用の支払を受ける場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対して、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、支払に同意する旨の文書に、署名又は記名押印を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第8条 桜の華の通常の事業の実施地域は、真岡市、筑西市とする。

(サービス提供の記録)

第9条 桜の華は、指定通所介護を提供した際には、サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用料の額その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票に記録する。

(通所介護計画)

第10条 桜の華の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。

2 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービスの内容に沿って作成されなければならない。

3 桜の華の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 桜の華の管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 桜の華は、それぞれの利用者について、通所介護計画に沿ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 サービスの利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

一 けんか、口論、泥酔等により他の利用者等に迷惑を及ぼさないこと。

二 喫煙は、定められた場所であること。

三 災害発生時等の緊急時には、従業者の指示に従うこと。

2 桜の華は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

一 正当な理由なしに指定通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第12条 桜の華の従業者は、通所介護の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は別に定める協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 桜の華は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定し、防火管理者を配置して、年1回以上定期的に地域と連携した避難及び救出訓練を実施する。

(業務継続計画の策定等)

第14条 本施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

一 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な机上研修及び実動訓練をそれぞれ年2回以上実施しなければならない。

二 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(運営体制の確保等)

第15条 桜の華は、利用者に対し適切な通所介護を提供できるよう、職員の勤務体制を定める。

2 桜の華は、職員の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

一 採用時研修 採用後3か月以内

二 継続研修 年1回

(認知症研修受講)

第16条 桜の華は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、職員（看護師、准看護士、介護福祉士、介護支援専門員、法8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(ハラスメント対策)

第17条 桜の華は、適切な指定介護福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われ

る性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動及び行動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより施設職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

二 桜の華は、施設職員が入居者及びご家族より性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動及び行動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより施設職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

三 ハラスメント防止のための指針を整備すること

四 ハラスメント防止のための職員に対する研修を実施しなければならない

五 ハラスメント防止のマニュアルを作成し、措置を適切に実施するために担当者を置くこと
(衛生管理、感染症対策)

第18条 桜の華は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 桜の華は、感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講じなければならない。

一 桜の華における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること

二 桜の華における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること

三 桜の華において、介護職員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練及び研修を年2回以上実施し、また新規採用時にも実施すること

四 上記に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対策等に関する手順に沿った対応を行うこと

(虐待防止に関する事項)

第19条 本施設は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次のとおり必要な措置を講じなければならない。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること

二 虐待の防止のための指針を整備すること

三 虐待の防止のための職員に対する研修を年2回以上及び新規採用時に行うこと

四 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと

2 施設は、サービス提供中に、職員による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを保険者に通報するものとする。

(秘密保持等)

第20条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を守らなければならない。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約で確認する。

3 採用時には必ず秘密の保持に関する事項を説明し誓約書にサインをしてもらう。

4 桜の華は、サービス担当者会議等において、利用者に関する情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ、文書により得るものとする。

(苦情処理)

第21条 桜の華は、その提供した指定通所介護に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 桜の華は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録する。

- 3 桜の華は、その提供した指定通所介護に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 桜の華は、保険者からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を保険者に報告する。
- 5 桜の華は、提供した指定通所介護に関する国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 6 桜の華は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

第22条 桜の華は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

- 2 桜の華は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 桜の華は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- 4 桜の華は、事故発生時における職員の対応方針を定めた事故対応マニュアルを作成し、職員に徹底する。

(記録の整備)

第23条 桜の華は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 桜の華は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。
 - 一 通所介護計画
 - 二 第9条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - 三 第11条第2項に規定する市町村への通知に関する記録
 - 四 第17条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - 五 第18条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(その他運営に関する重要事項)

第24条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、理事会において定める。

(改廃)

第25条 この規程の改廃は、理事会において定める。

附 則

- この規程は、平成17年10月 1日から施行する。
この規程は、平成18年 4月 1日から実施する。
この規程は、平成19年 9月 1日から実施する。
この規程は、平成21年 3月 23日から実施する。
この規程は、平成21年11月 1日から実施する。
この規程は、平成25年 4月 1日から実施する。
この規程は、令和 4年12月 1日から実施する。
この規程は、令和 7年 4月 1日から実施する。